

令和3年9月12日執行
えびの市議会議員選挙
えびの市長選挙

選挙運動及び政治活動について

目 次

第1章 選挙運動

1	選挙運動	1
2	選挙運動の期間	1
3	選挙運動期間の例外	1
4	選挙運動ではない行為	1
5	選挙運動に制限がある者	1
6	選挙事務所	2
7	自動車、船舶及び拡声機の使用	3
8	文書図画による選挙運動	3
9	文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限	5
10	言論による選挙運動	6
11	その他の選挙運動	7
12	インターネット選挙運動	7
13	禁止される選挙運動	8
14	寄付の禁止	9

第2章 政党その他の政治団体等の政治活動の規制

(1)	市議会議員選挙での規制	10
(2)	市長選挙での規制	10

法令等の用語については、次のように略称を使用しています。

法 : 公職選挙法

令 : 公職選挙法施行令

規則 : 公職選挙法施行規則

第1章 選挙運動

1. 選挙運動

選挙運動とは、「特定の選挙において特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に行う必要かつ有利な行為」であるといわれます。

2. 選挙運動の期間

選挙運動は、立候補の受付（9月5日）が済んでから投票日の前日（9月11日）までです。（法第129条）

3. 選挙運動期間の例外

選挙運動ができるのは、原則として投票日の前日までですが、例外として次のことは、投票日当日でもできることとなっています。（法第132条、第143条）

- (1) 投票所の入口から **300メートル以上離れた区域に選挙事務所を設けておくこと。**
- (2) 選挙事務所を表示するために、その場所においてポスター、立札及び看板の類を全部で3枚以内及びちょうちんの類1個を掲示すること。
- (3) 選挙運動の期間中に適法に掲示した選挙運動用ポスターをそのまま掲示しておくこと。ただし、**投票日に貼りかえたり、新たに貼ることはできません。**

4. 選挙運動ではない行為

立候補の準備や選挙運動の準備のための行為は、選挙運動とはみなされません。しかし、投票獲得の意図をもって行われるときは、事前運動となり公職選挙法違反となります。

5. 選挙運動に制限がある者

- (1) 選挙事務関係者の選挙運動の禁止（法第135条）
- (2) 特定公務員の選挙運動の禁止（法第136条）
- (3) 公務員等の地位利用による選挙運動の禁止（法第136条の2）
公務員、公庫等の役員もしくは職員
- (4) 教育者の地位利用による選挙運動の禁止（法第137条）
学校長、教員
- (5) 年齢満18歳未満の者の選挙運動の禁止（法第137条の2）
ただし、単純な労務はできる。
- (6) 選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止（法第137条の3）
公民権停止者

6. 選挙事務所（法第 130 条、第 131 条、第 132 条、第 133 条、第 134 条、第 143 条、令第 108 条）

設置者	候補者（又は推薦届出者）	
設置届	設置したときは、直ちにえびの市選挙管理委員会（以下「市選管」という。）へ	
設置数	候補者 1 人について 1 箇所	
異動	1 日 1 回限り異動できる。	
異動届	異動したときは直ちに市選管へ	
掲示できる文書図画	ポスター、立札、看板の類	ちょうちんの類
規格	縦 3 5 0 cm 横 1 0 0 cm 以内	高さ 8 5 cm 直径 4 5 cm 以内
数量	通じて 3 枚以内	1 個のみ
記載内容	自由、ただし選挙事務所を表示する記載内容があること。	
その他	<p>投票所の入り口から 3 0 0 m 未満の区域にある選挙事務所は、選挙当日は閉鎖するか、3 0 0 m 以外の区域に移動しなければならない（異動届が必要）。また、この 3 0 0 m とは、直線距離で 3 0 0 m である。</p> <p>看板等は、三角柱、広告塔や V 字型等の立体的な形態での設置はできない。</p> <p>休憩所その他これに類似する設備は、選挙運動のために設けることができない。</p>	

7. 自動車、船舶及び拡声機の使用

(1) 自動車及び船舶の使用（法第 140 条の 2、第 141 条、第 141 条の 2、第 141 条の 3、第 143 条、令第 109 条の 3）

台 数	自動車 1 台又は船舶 1 隻	
使用できる種類	①乗車定員 10 人以下の乗用自動車 ②乗車定員 4 人以上 10 人以下の小型自動車 ③四輪駆動式の自動車で車両重量 2 トン以下のもの 【注意】 ①～③について、上部、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているものは使用できない。 さらに、①及び②については、上面の全部又は一部が構造上開閉できるもの（サンルーフ等）は使用できない。	
表 示 板	前面の見やすい箇所に表示する。	
乗 車 人 員	候補者、運転手 1 人、乗車用腕章をつけた運動員 4 人まで。 「うぐいす嬢」も運動員となる。	
掲示できる文書図画	ポスター、立札、看板の類	ちょうちんの類
規 格	縦 273cm 横 73cm 以内	高さ 85cm 直径 45cm 以内
数 量	制限なし	1 個のみ
記 載 内 容	自 由	自 由
警察署の許可	所轄警察署で設備外積載許可等を受けなければならない。	
選挙運動の方法	停止中に自動車上で演説ができる。 午前 8 時～午後 8 時の間に自動車上で連呼行為ができる。 学校、病院等の周辺では、静穏の保持に努めなければならない。	

(2) 拡声機の使用（法第 141 条）

使用できる数	1 揃（演説会場では別に 1 揃使用できる。）
表 示 板	見やすい箇所に表示する(演説会場で使用するものには不要)。

8. 文書図画による選挙運動

(1) 選挙運動用通常葉書の使用（法第 142 条）

枚 数	(市長選挙) 8,000 枚 (市議会議員選挙) 2,000 枚
記 載 内 容	自 由
入 手 方 法	立候補届出の際に選挙長から交付される「候補者用通常葉書使用証明書」を選挙運動期間中に指定された郵便局（ <u>えびの郵便局のみ</u> ）に提示する。
出 し 方	「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて指定された郵便局に差し出す。
郵 便 料	無 料（公費負担）

(2) 文書図画の掲示（法第 143 条）

選挙運動のために使用する文書図画は、次のもののほかは掲示することができない。

①選挙事務所を表示するために、その場所において使用する看板等

掲示できる文書図画	ポスター、立札、看板の類	ちょうちんの類
規 格	縦 3 5 0 cm 横 1 0 0 cm 以内	高さ 8 5 cm 直径 4 5 cm 以内
数 量	通じて 3 枚以内	1 個のみ
記 載 内 容	自由。ただし、選挙事務所を表示する記載内容があること。	

②選挙運動用自動車（船舶）に取り付けて使用する看板等

掲示できる文書図画	ポスター、立札、看板の類	ちょうちんの類
規 格	縦 2 7 3 cm 横 7 3 cm 以内	高さ 8 5 cm 直径 4 5 cm 以内
数 量	制限なし	1 個のみ
記 載 内 容	自 由	自 由

③候補者が使用するたすき、胸章及び腕章の類

掲示できる文書図画	たすき、胸章及び腕章の類	
規 格	制限なし	
数 量	制限なし	
記 載 内 容	自 由	

④個人演説会場開催中に使用する看板等

掲示できる文書図画	ポスター、立札、看板の類	ちょうちんの類
規 格	縦 2 7 3 cm 横 7 3 cm 以内	高さ 8 5 cm 直径 4 5 cm 以内
数 量	会場内	会場内か会場外のいずれかに 1 個
	会場外	

⑤選挙運動用ポスター

規 格	長さ 4 2 cm 幅 3 0 cm 以内、枚数 9 5 枚以内	
掲 示 場 所	市選管の設置した公営ポスター掲示場のみ掲示できる。 (立候補の受理番号と同じ番号の区画に掲示する。)	
記 載 内 容	自 由	
掲 示 責 任 者 印 刷 者	ポスターの表面に掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあってはその名称）と住所を記載すること。 【記載例】 掲 示 責 任 者 住所 えびの市大字〇〇 1 2 3 4 番地 氏名 □□ □□ 印 刷 者 住所 えびの市大字△△ 5 6 7 8 番地 氏名 株式会社 ☆☆印刷	
投票日の例外	ポスターは、投票日でもそのまま掲示しておくことができる。	

⑥選挙運動用ビラ

規 格	長さ 29.7cm 幅 21cm (A4判) 以内
数 量	(市長選挙) 市選管に届け出た2種類以内のビラ 16,000枚 (市議会議員選挙) 市選管に届け出た2種類以内のビラ 4,000枚
配布できる場所	選挙事務所内、個人演説会場、街頭演説の場所 (市選管が交付する証紙を貼る必要がある。)
記 載 内 容	自 由
頒 布 責 任 者 印 刷 者	ビラの表面に頒布責任者及び印刷者の氏名(法人にあつては名称)及び住所を記載すること。 【記載例】 頒布責任者 住所 えびの市大字〇〇1234番地 氏名 □□ □□ 印刷者 住所 えびの市大字△△5678番地 氏名 株式会社 ☆☆印刷

(3) 新聞広告 (法第149条、規則第19条)

掲 示 手 続	「新聞広告掲載証明書」を添えて新聞社へ提出する。
掲 載 回 数	2回以内
掲 載 寸 法	横9.6cm、縦2段組以内で記事下に限る。色刷りはできない。
費 用	有 料 (候補者負担)
掲 載 の 時 期 及 び 内 容 等	選挙運動期間中に限り候補者の自由だが、投票日の新聞に掲載したり、投票日に購読者に到着することのないようにしなければならない。広告の内容は自由。

9. 文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限 (法第146条)

(1) 禁止を免れる行為として制限されるもの

何人も選挙運動期間中は、著述、演芸等の広告その他どのような名目であっても、文書図画の頒布と掲示の禁止を免れる行為として、候補者の氏名、シンボルマーク、政党その他の政治団体の名称、又は候補者を推薦し、支持し、若しくは反対する者の名を表示する文書図画を頒布し、又は掲示することはできない。

(2) 禁止を免れる行為とみなされ制限されるもの

選挙運動期間中は、候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称、又はその候補者の推薦届出者、その他選挙運動に従事する者、若しくは候補者と同一の戸籍内にある者の氏名を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類似するあいさつ状をその選挙区内に頒布し、又は掲示することは、選挙運動の目的の有無を問わず、脱法文書とみなされて処罰される。

10. 言論による選挙運動

(1) 個人演説会（法第 143 条、第 161 条～第 164 条、令第 112 条）

開 催 者	候補者	
演 説 者	制限なし	
開 催 回 数	制限なし	
施設	公 営 施 設	<p>公営施設とは、学校、地方公共団体が管理する公会堂（飯野、上江、加久藤、真幸コミュニティセンター）及び市選管の指定する施設（岡元、尾八重野、堀浦コミュニティ供用施設）をいう。</p> <p>開催日の2日前までに文書で市選管へ届け出ること。したがって告示日及びその翌日は開催できない。</p> <p>（開催できる期間：9月7日～9月11日）</p> <p>使用時間は1回につき5時間まで。</p> <p>使用料は、同一施設ごとに1回に限り無料。</p>
	その他の施設	<p>市選管への届出は不要。 使用時間の制限はない。</p> <p>使用料はすべて候補者負担。</p>
掲示できる文書図画	ポスター、立札、看板の類	ちょうちんの類
規 格	縦273cm 横73cm以内(会場外)	
数 量	会場内	制限なし
	会場外	会場ごとに通じて2枚以内
記 載 内 容	<p>表面に掲示責任者の氏名と住所を記載すること。</p> <p>【記載例】 掲示責任者 住所 えびの市大字〇〇1234番地 氏名 □□ □□</p>	

(2) 街頭演説（法第 140 条の 2、第 164 条の 5～第 164 条の 7）

街頭演説は必ず演説者がその場所にとどまってしなければならない。
走行中の自動車や歩行しながら行う演説、いわゆる「流し演説」は禁止。

標 旗	市選管の交付する標旗を必ず掲げなければならない。
演 説 時 間	<p>午前8時から午後8時まで</p> <p>学校、病院等の周辺においては、静穏を保持するよう努めなければならない。</p> <p>長時間に渡り同一の場所に留まって演説することのないよう努めなければならない。</p>
従 事 者	<p>15人まで。</p> <p>市選管の交付する腕章を着用していなければならない。</p> <p>◎乗車用腕章 4枚</p> <p>◎運動員用腕章 11枚</p> <p>※運転手は運動員制限数（15人）の中には含まない。 （ただし、運転手に街頭演説の場所でビラを配らせる場合は腕章をつける必要があり、15人の中に含めなければならない。）</p>

注 個人演説会の会場内又は街頭演説の場所で選挙運動用ビラを頒布することができる（令第 109 条の 6 第 3 号）。

1 1. その他の選挙運動

- ① 幕間演説（映画や演劇の幕間、青年団や婦人会の会合、会社や工場の休憩時間などにそこに集まっている人に向かって選挙運動のために演説すること。
- ② 個々面接（街頭などで偶然出会った選挙人に対して選挙運動すること）
- ③ 電話によるもの

1 2. インターネット選挙運動

インターネット等を利用する方法による選挙運動ができます。

- (1)ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布（法第 142 条の 3）
ウェブサイト等を利用する方法により、選挙運動用文書図画を頒布することができます。

※ ウェブサイト等を利用する方法・・・**電子メールを利用する方法を除いたもの**で、ホームページ、ブログ、SNS（ツイッター、フェイスブック等）、動画共有サービス（YouTube、ニコニコ動画等）、動画中継サイト（Ustream、ニコニコ動画の生放送等）等。
なお、ウェブサイト等には電子メールアドレス等（返信用フォームの URL、ツイッターのユーザー名）の表示が義務づけられます。

- (2)電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布（法第 142 条の 4）

- ① 選挙運動用電子メールは、「**候補者**」、「**政党等**」に限り送信することができます。
有権者の選挙運動用電子メールは禁止されています。
- ② 選挙運動用電子メールの送信が認められる「候補者」、「政党等」は選挙の種類によって制限があります。
市長選挙・・・「候補者」、「確認団体（P11 に記載）」
市議会議員選挙・・・「候補者」
- ③ 選挙運動用電子メールを送信する相手先には、以下の制限があります。
 - 有権者が選挙運動用電子メールの送信を求め、選挙運動用電子メールの送信者に同意を通知した者
 - 政治活動用電子メールを継続的に受信している者（選挙運動用電子メールの送信を拒否した者を除く。）

- (3)選挙期日当日の取扱い（法第 142 条の 3）

ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、選挙期日当日もそのままにしておくことができます。ただし、選挙運動は選挙期日の前日までに限られており、選挙期日当日の更新はできません。

13. 禁止される選挙運動

(1) 戸別訪問の禁止（法第138条）

- ① 何人も、選挙に関し、投票を得る目的、投票を得させる目的又は得させない目的で、戸別に選挙人の居宅を訪問することはできません。

（選挙運動の期間前であっても、期間中であっても禁止）

- ② 戸別訪問に類似する行為も禁止されます。いかなる方法を問わず選挙運動のために、戸別に、演説会の開催若しくは演説を行うことについて告知する行為又は特定の候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称を言い歩く行為は、戸別訪問とみなされます。

(2) 署名運動の禁止（法第138条の2）

何人も、選挙に関し、投票を得る目的、投票を得させる目的又は得させない目的で有権者に対し署名運動をすることはできません。

(3) 人気投票の公表の禁止（法第138条の3）

何人も、選挙に関し、公職につくべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表することはできません。

(4) 飲食物の提供の禁止（法第139条）

何人も、選挙運動に関しては、どのような名目であっても、飲食物（なにも加工しなくても、そのまま飲食することができるもの（料理、弁当、酒、ビール、ジュース等）を提供することはできません。

例えば、陣中見舞として酒類を選挙事務所へ持って行くことは飲食物の提供になり、禁止されています。ただし、例外として次のものは許されています。

ア 湯茶及びこれに伴い**通常用いられる程度の菓子**を提供すること。

イ **選挙事務所において提供する弁当**（選挙運動員等に支給する弁当）

(5) 氣勢を張る行為の禁止（法第140条）

何人も、選挙運動のために、選挙区内の人の注目を集めようと自動車を連ねたり、又は行列を組んで往来したり、サイレンを吹き鳴らしたりなど、氣勢を張る行為をすることはできません。

(6) 連呼行為の禁止（法第140条の2）

何人も、選挙運動のために、連呼行為をすることは、原則禁止されています。

【連呼行為ができる場合】

例外として、個人演説会場、街頭演説又は演説の場所では連呼行為をすることができるほか、午前8時から午後8時までの間は、選挙運動用自動車又は船舶の上では連呼行為することが認められています。ただし、街頭演説や連呼行為をする場合には、学校や病院等の周辺では、静穏を保持しなければなりません。

(7) 特定の建物及び施設における演説等の禁止（法第 166 条）

何人も以下の場所において選挙運動のためにする演説及び連呼行為をすることはできません。ただし、P6 に記載している個人演説会を開催する場合は、認められます。

【公共の建物内、汽車、バス、停車場、鉄道地内、病院内、診療所その他の療養施設】

(8) 選挙期日後のあいさつ行為の制限（法第 178 条）

何人も、選挙の期日後に当選又は落選に関し、選挙人に挨拶する目的をもって、次の行為をすることはできません。

- ① 選挙人に対して戸別訪問をすること。
- ② 自筆の信書及び当選又は落選に関する祝辞、見舞等の答礼のためにする信書並びにインターネット等を利用する方法により頒布される文書図画を除くほか、文書図画を頒布し、又は掲示すること。
- ③ 新聞紙又は雑誌を利用（広告）すること。
- ④ 放送設備を利用して放送すること。
- ⑤ 当選祝賀会その他の集会を開催すること。
- ⑥ 自動車を連れ、又は隊を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすること。
- ⑦ 当選に関する答礼のため当選人の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと。

1 4. 寄附の禁止

選挙に関する寄附については、政治献金による政治腐敗を防止し、選挙の公正を確保するため、次のようなことはできないことになっています。

(1) 特定の寄附の禁止（法第 199 条）

えびの市と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は、当該選挙に関し寄附をしてはなりません。

(2) 公職の候補者等の寄附の禁止（法第 199 条の 2）

(3) 公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止（法第 199 条の 3）

(4) 公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止（法第 199 条の 4）

(5) 後援団体に関する寄附等の禁止（法第 199 条の 5）

第2章 政党その他の政治団体等の政治活動の規制

選挙運動期間中は、次のとおり政党その他の政治団体等の政治活動には規制があります。

(1) 市議会議員選挙での規制（法第201条の13、第201条の14）

政党その他の政治活動を行う団体が行う政治活動は、その選挙期間中であっても選挙運動にわたらない純然たる政治活動である限り原則として自由ですが、次の行為は**禁止**されます。

- ① 政治活動のために連呼行為をすること
- ② 掲示又は頒布する文書図画（新聞紙、雑誌を除く。）に特定の候補者の氏名又は氏名が類推されるような事項を記載すること
- ③ 国又は地方公共団体が所有し、又は管理する建物（専ら職員の居住の用に供されているもの、及び公営住宅を除く。）で、文書図画（新聞紙、雑誌を除く。）を頒布（郵便等又は新聞折込みの方法による頒布を除く。）すること
- ④ 選挙の期日の告示の前に政党その他の政治活動を行う団体はその政治活動のために使用するポスターを掲示した者は、そのポスターに氏名又は氏名が類推されるような事項を記載された者が、**その選挙で候補者となったときは、候補者となった日のうちに、そのポスターを撤去しなければならない。**

上記のほか、今回のように市議会議員選挙と市長選挙が同日に行われる場合、市議会議員の選挙であっても次の「(2) 市長選挙での規制」が適用されますのでご注意ください。

(2) 市長選挙での規制（法第201条の9、第201条の13、第201条の14）

選挙の期間中、次の政治活動が規制の対象になります。

- ① 政談演説会の開催
- ② 街頭政談演説の開催
- ③ 政策の普及宣伝及び演説の告知のための自動車及び拡声機の使用
- ④ 政治活動用ポスターの掲示
- ⑤ 政治活動用立札、看板の類の掲示（政党その他の政治団体の本部又は支部の事務所に掲示するものを除く。）
- ⑥ 政治活動用ビラの頒布
- ⑦ 政治活動のための連呼行為
- ⑧ 国又は地方公共団体が所有し、又は管理する建物（専ら職員の居住の用に供されているもの、及び公営住宅を除く。）での文書図画（新聞紙、雑誌を除く。）の頒布（郵便等又は新聞折込みの方法による頒布を除く。）
- ⑨ 掲示又は頒布する文書図画（新聞紙、雑誌を除く。）に特定の候補者の氏名又は氏名が類推されるような事項を記載すること。
- ⑩ 選挙の期日の告示の前に政党その他の政治活動を行う団体はその政治活動のために使用するポスターを掲示した者は、そのポスターに氏名又は氏名が類推されるような事項を記載された者が、**その選挙で候補者となったときは、候補者となった日のうちに、そのポスターを撤去しなければならない。**

※ 確認団体については、前記①から⑧について、一定の条件のもとで行うことができます。

ただし、投票日当日は、確認団体であっても禁止されます。

確認団体とは

各選挙ごとに定められた「一定要件」を具備し、**確認団体の届出をして確認書の交付を受けた政党その他の政治団体**のことをいいます。政党その他の政治団体が選挙時に規制される政治活動のうち、一定の政治活動を行うことができます。確認団体になるには、次の要件と手続が必要です（**市長選挙のみ**）。

- ①政治資金規正法第6条の規定による政治団体設立届がなされていること。
- ②所属候補者又は支援候補者を有すること。
- ③市選管に申請して、**確認書の交付を受けていること**。（「支援候補者」については、本人の同意書を添えることが必要）

確認団体の手続等については、別紙「政党その他の政治団体の確認等に関する取扱要領」のとおりです。